

## 関税率表解説 改正の概要(平成 17 年 9 月 1 日 施行予定)

	品 目	概 要
第 2936.90 号	ビタミンの誘導体の混合物	2 以上のビタミンの誘導体の混合物は、最後の号である第 2936.90 号に分類されることを明確にした。
第 29.41 項	抗生物質	各種の抗生物質の誘導体を号レベルで、分類される INN の名称を明示して、分類の明確化を行なうもの。 (注)INN(International Non-proprietary Name)とは、世界保健機関が医薬の有効成分を定めた「国際一般名称」をいう。
第 34.07 項	歯科用の石膏	第 25 類の石膏との分類の明確化のため、歯科用の調製品であるプラスターの成分を新たに解説した。
第 42.02 項	革の範囲	第 42.02 項の容器に用いられる「革」には、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー、メタライズドレザーが含まれることを明確化した。
第 73.12 項	鉄鋼のケーブル	「自動車」用を「乗物」用に改めて、自動車以外の乗り物全てにも解説が適用されることを明確化した。
第 83.06 項	非金属製のベル	釣竿に取り付けられるようにクリップ等の取付具を有したベルは、ベルでなく、魚釣用具に分類されることを明確化した。
第 84.24 項	ウォータージェット切断機	ウォータージェット切断機が、第 84.24 項の噴霧器から除外され、第 84.79 項の機械に分類されることを明確化した。
第 84.79 項	ウォータージェット切断機	ウォータージェット切断機が、第 84.79 項の機械に分類されることを明確化した。
第 17 部総説	鉄鋼のケーブル	「自動車」用を「乗物」用に改めて、自動車以外の乗り物全てにも解説が適用されることを明確化した。
第 95.07 項	非金属製のベル	釣竿に取り付けられるようにクリップ等の取付具を有したベルは、ベルでなく、魚釣用具に分類されることを明確化した。
第 96.03 項	モップ及び羽毛ダスター	柄に紡織用繊維の束を取り付けた伝統的なモップ及び羽毛ダスター以外に、フレーム等の取付具に、紡織用繊維を取付たものも含まれることを明らかにした。